「マルチステークホルダー方針」

当社は、企業経営において、株主にとどまらず、従業員、取引先、顧客、債権者、地域社会をはじめとする多様なステークホルダーとの価値協創が重要となっていることを踏まえ、マルチステークホルダーとの適切な協働に取り組んでまいります。その上で、価値協創や生産性向上によって生み出された収益・成果について、マルチステークホルダーへの適切な分配を行うことが、賃金引上げのモメンタムの維持や経済の持続的発展につながるという観点から、従業員への還元や取引先への配慮が重要であることを踏まえ、以下の取組を進めてまいります。

記

１．従業員への還元

当社は、「経営における最大の財産は社員である」という理念のもと、従業員の能力開発やスキル向上等を通じて、持続的な成長と生産性向上に取り組み、付加価値の最大化に注力します。その上で、生み出した収益・成果に基づいて、「賃金決定の大原則」にのっとり、私ども／当社の状況を踏まえた適切な方法による賃金の引上げを行います。

加えて、総合的な処遇改善としても、従業員のエンゲージメント向上や更なる生産性の向上に資するべく教育訓練等を中心に積極的に取り組み、さらに福利厚生の拡充、健康経営の推進、ダイバーシティ推進などの取り組みを通じて、従業員への持続的な還元を目指します。

（個別項目）

具体的には、当社は人材投資により、「社員がイキイキと活躍できる会社」の実現を目指し、競争力のある報酬水準の設定や、社員の働きがいにつながる人事評価制度とそれに基づく「成果に正しく報いる処遇」の実現など、賃上げの引き上げに取り組んでおります。

教育訓練等については、常に挑戦、変化し、顧客の利便性を追求する高い技術を有し、高度な専門知識を持って課題解決にあたることができる人材を育成するという方針のもと、階層別キャリア研修や、資格取得支援を行い、昨今特に重要視されているマネジメント力向上施策などにも積極的に取り組んでまいります。

２．取引先への配慮

当社はパートナーシップ構築宣言の内容遵守に、引き続き、取り組んでまいります。

なお、パートナーシップ構築宣言のポータルサイトへの掲載が取りやめとなった場合、マルチステークホルダー方針の公表を自主的に取り下げます。

・　パートナーシップ構築宣言のＵＲＬ
　https://www.biz-partnership.jp/declaration/78519-07-00-kanagawa.pdf

また、消費税の免税事業者との取引関係についても、政府が公表する免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する考え方等を参照し、適切な関係の構築に取り組んでまいります。

３．その他のステークホルダーに関する取組

当社は、今後もさらに成長を続ける企業であり続けるために、多彩な人材と情報技術やサービスを通じて、経済価値、社会価値、環境価値を創出し、様々なステークホルダーの皆様と共に豊かな社会づくりに取り組んでまいります。

これらの項目について、取組状況の確認を行いつつ、着実な取組を進めてまいります。

以上

令和７年２月25日

株式会社アイネット　　代表取締役兼社長執行役員　佐伯 友道

法人の名称　　代表者の役職及び氏名